

ワクチン接種に係る新たな支援策について

- これまで講じていた接種費用(2,070円)への時間外・休日加算相当分の上乗せ、時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣に対する財政的支援に加え、**今般、診療所ごとの接種回数の底上げと接種を実施する医療機関数の増加の両面からの取り組みにより、接種回数の増加を図るため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、個別接種促進のための新たな財政支援を行う。(①～③)**

【ワクチン接種対策費負担金】 (接種の費用)

予算額：**4,319億円**(令和2年度三次補正)



<概要>

- ・単価：2,070円/回
- ・時間外・休日の接種に対する加算
(時間外：+730円、休日：+2,130円)

【ワクチン接種体制確保事業】 (自治体における実施体制の費用)

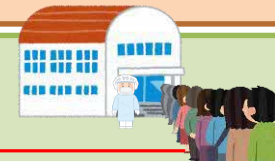
予算額：**3,439億円**(令和2年度三次補正等)



<概要>

- 接種の実施体制の確保に必要な経費
- 集団接種など通常の予防接種での対応を超える経費 等

【新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金】



個別接種促進のための追加支援策(①～③)

個別接種

①「診療所」における接種回数の底上げ

- ・週100回以上の接種を7月末までに4週間以上行う場合 ⇒ +2,000円/回
- ・週150回以上の接種を7月末までに4週間以上行う場合 ⇒ +3,000円/回

②接種施設数の増加(診療所・病院共通)

- 医療機関が50回以上/日のまとまった規模の接種を行った場合は、10万円/日(定額)を交付。(①とは重複しない)

集団接種

都道府県が実施する大規模接種会場の設置等に必要となる費用を補助

<概要>

- 都道府県がワクチン接種を実施するために設置する大規模接種会場に係る設備整備等の支援を実施
(使用料及び賃借料、備品購入費等)

時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業

<概要>

- 時間外・休日の医療機関の集団接種会場への医師・看護師等の派遣について、派遣元への財政的支援を実施
 - ・医師 1人1時間当たり 7,550円
 - ・看護師等 1人1時間当たり 2,760円

※地域の実情に応じて都道府県知事が必要と認める地域への派遣を対象

同様の扱い

③「病院」における接種体制の強化

- 特別な体制を組んで、50回以上/日の接種を週1日以上7月末までに4週間以上行う場合に、上記の医療従事者派遣事業と同様の仕組みを活用し、②に加えて追加交付

個別接種促進のための財政支援（案）

個別接種の促進には、1施設当たり接種回数（現状は、通常診療をしながらの接種を前提として1診療所当たり15回/日程度で接種実施計画を組んでいるケースが多いが、規模が大きい診療所の中には50回/日を予定しているケースもある）の増加と接種施設数（現状は約15,000施設）の増加の両面の取組が不可欠。

このため、以下の財政支援を実施。

1. 診療所における接種回数の底上げを図るため、

- ・ 週100回以上の接種を一定期間継続して行う場合には、回数当たり2,000円/回
- ・ 週150回以上の接種を一定期間継続して行う場合には、回数当たり3,000円/回

を交付。

(※) 現行の接種費用の原則2,070円/回に実質的な上乘せがなされることになる。

2. 1. の「一定期間継続して行う」要件を満たさない場合でも、医療機関が50回以上/日のまとまった規模の接種を行った場合には、1日当たり定額で10万円を交付する。これにより接種施設数の増加にもつなげる。

(※) 診療所のみならず、病院による個別接種にも適用。これによる支援を受けた回数は、1.においてカウントしないことにより、重複を排除。

3. 病院が、特別な体制を組んだ場合（休診、本来の休診日や時間外における接種のみならず、一定の接種向け人員体制を組んだ場合を含む。）であって、50回以上/日の個別接種を一定期間継続して行う場合には、集団接種会場の設置と同等とみなすことができるため、2.に加えて、以下の金額を病院に追加で交付。

医師	1人1時間当たり7,550円
看護師等	1人1時間当たり2,760円

(※) 緊急包括支援交付金の時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業の枠組みを援用。50回以上/日を週1日以上達成している状態が一定期間継続していることが要件。

※ 上記いずれも「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の7月までの枠組みを活用して実施（市町村側での専決処分その他の予算上の対応や交付関連手続が原則不要となり、市町村は足元の接種体制確保に全力を傾注）

(以上)